



## 第6章 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合を含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。

### 1 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

#### （1）いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

#### （2）いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。

※いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査に当たる。

### 2 重大事態の調査に当たって

#### （1）基本的姿勢

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たらなければなりません。

#### （2）調査の主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合があります。学校の設置者が判断します。

これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施します。

#### （3）調査組織について

学校が主体の場合は、次の二つの方法が考えられます。

- ①学校いじめ対策組織に第三者を加える方法
- ②学校が第三者調査委員会を立ち上げる方法

#### （4）調査の開始

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明します。また、いじめを行った児童生徒及び保護者に対しても同様に説明します。

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア) [生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い]（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ) [相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い]（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

##### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

##### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

##### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

##### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会（文部科学省）より

## 4 不登校重大事態への対応

(参考資料)

### 不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

#### ○いじめ防止対策推進法

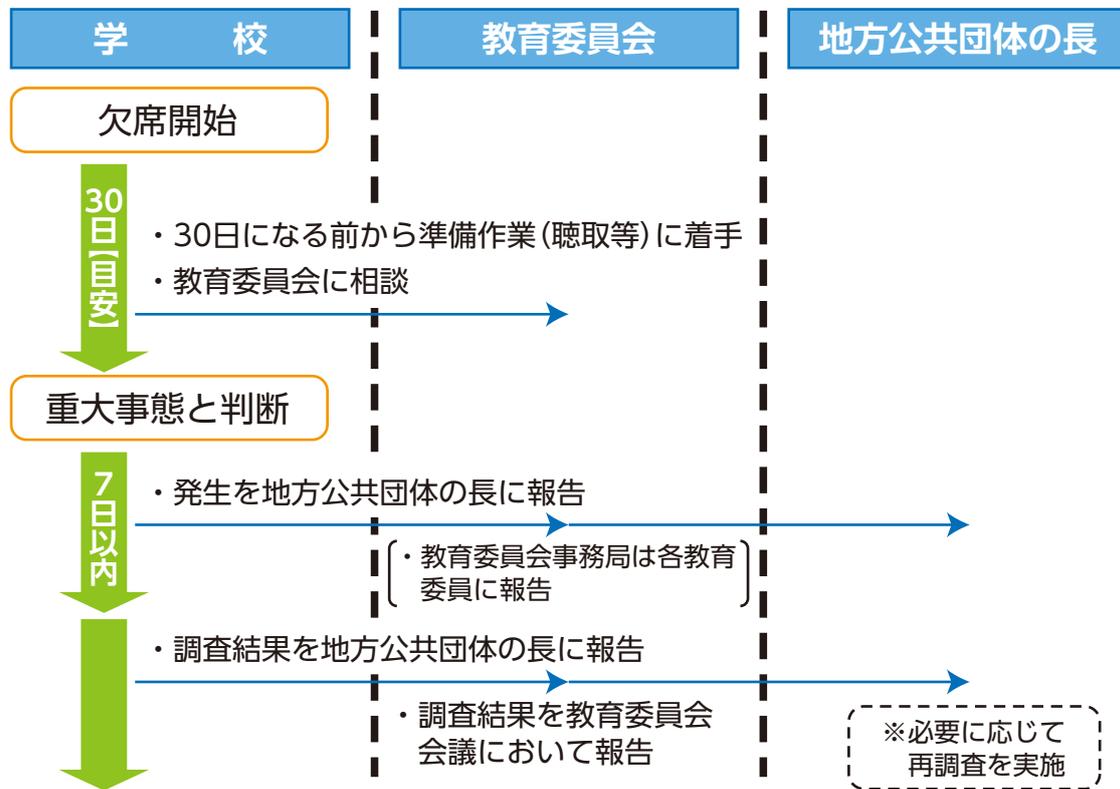
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 (略)

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### <公立学校の場合>



○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的

○重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手

○学校での調査が原則(事案によっては教育委員会による調査も可)

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援

○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より